

江戸川区公契約審査会  
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



## 諮 問 書

江戸川区立上小岩小学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の実施について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

### 記

|                                                                                 |                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 諮問案件                                                                            | 江戸川区立上小岩小学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の実施について |
| 別紙のとおり、江戸川区立上小岩小学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の実施について、意見を聴取します。 |                                                                |

#### 【参考：江戸川区公契約条例】

##### （審査会）

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

## 【別紙】

### 1 諮問内容

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、江戸川区立上小岩小学校改築工事において随意契約を実施したい。

### 2 入札の状況

| 工事件名            | 入札方法             | 開札日             | 結果       |
|-----------------|------------------|-----------------|----------|
| 江戸川区立上小岩小学校改築工事 | 社会的要請型総合評価一般競争入札 | 令和 6 年 2 月 28 日 | 不調（全者辞退） |
|                 |                  | 令和 6 年 7 月 31 日 | 不調（全者辞退） |
|                 |                  | 令和 7 年 2 月 28 日 | 不調（全者辞退） |
|                 | 制限付一般競争入札        | 令和 7 年 6 月 3 日  | 不調（全者辞退） |

### 3 根拠規定

地方自治法施行令

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～七（省略）

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

### 4 参考規定

#### （1）江戸川区公契約条例

（社会的要請型総合評価一般競争入札）

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

#### （2）江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

（社会的要請型総合評価一般競争入札の例外）

第 7 条の 2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、社会的要請型総合評価一般競争入札に 2 回付したにもかかわらず入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円滑な実施に重大な支障が生じるときとする。

2 条例第 16 条第 1 項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

令和7年6月5日

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝 男



## 答 申 書

令和7年6月5日付け、25 総契送第 112 号で諮問のあった江戸川区立上小岩小学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の実施について、江戸川区公契約条例第 30 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

### 記

|                 |                                                                                                                                                                      |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 諮問のあった<br>案 件 名 | 江戸川区立上小岩小学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の実施について                                                                                                       |
| 審議結果・<br>答申内容   | <p>江戸川区立上小岩小学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約の実施について、これを認めます。</p> <p>なお、上記によっても契約締結に至らない場合には、公共工事の現状、本工事の実情等を勘案し、工期及び予定価格を適正に設定するなど、適切に対応することを求めます。</p> |